

高砂市庁舎で使用する電力調達（長期継続契約）仕様書

この仕様書は、高砂市役所南庁舎及び西庁舎（以下「高砂市庁舎」という。）で使用する電力の供給について定めたものである。

1 供給対象

- (1) 対象施設 別表1のとおり
- (2) 供給場所 別表1のとおり
- (3) 業種及び用途 別表1のとおり

2 受電設備の概要

別表1のとおり

3 予定契約電力及び予定使用電力量

- (1) 予定契約電力 別表1のとおり
- (2) 予定使用電力量 別表2のとおり

4 供給期間

令和2年10月1日0時から令和5年1月31日24時まで
ただし、西庁舎については、新庁舎への移転作業の完了までとする。

5 供給期間中の各月の電力使用計画

別表2のとおり

6 需給地点

需要場所における高砂市の構内引込み第1柱上の開閉器電源側接続点

7 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし、取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

8 保安責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じとする。

9 供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

10 検針日及び計量

- (1) 検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以後に行う

ものとする。

(2) 計量は、計量装置により記録された値によるものとする。

なお、使用電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

11 料金体系

基本料金と電力量料金（夏季と夏季以外）に基づく二部料金制とする。

12 力率

その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、その算定式は、次のとおりとする。

なお、単位は、パーセント（%）とし、小数点以下第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。

【算定式】

$$\text{平均力率（\%）} = \text{有効電力量} \div \sqrt{\{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}} \times 100$$

13 電気料金の算定

(1) 各月ごとの契約電力（その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値をいう。以下同じ。）及び使用電力量等により算定するものとする。

(2) 電気料金は、次のアからウまでに掲げる料金を合算した額とする。

ア 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて次に定める算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

イ 電力量料金

使用電力量、電力量料金単価及び燃料費調整単価を用いて次に定める算式により算出する。

なお、燃料費調整単価は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が採用する額とする。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{電力量料金単価} \pm \text{燃料費調整単価})$$

ウ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

当該地域を所轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要電気供給条件による。

14 支払方法

1月ごとに、受注者が発行した請求書に基づき、当該請求が適法と認められる場合は、検針日の翌日から起算して30日以内にその電気料金を支払うこととする。

なお、支払手続に日数を要するため、検針日の翌日から原則として8日以内に請求を行うこと。

15 電気の安定供給

電気の安定供給を図ること。

電力供給側の事故や災害により、高砂市庁舎への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

16 電気の供給を中止又は制限したときの料金割引

電気の供給を中止又は制限したときは、料金割引をすること。割引の対象及び率については、落札後締結する契約書において定める。

17 報告書類等

受注者は、施設別に毎時の使用電力量を毎月報告すること。

18 その他

(1) 入札価格算定時の力率は、100%とすること。

(2) 入札価格算定時には、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(3) 力率の変動その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地区を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。

(4) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本市が指定する連絡先へ指示及び報告ができるようにしておくこと。

(5) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間使用量とし、年間の実績使用量が契約年間使用量に対し一定水準に達しない場合でも、料金の追加請求を行わないこと。

(6) 料金その他を計算する場合の端数処理は、次のとおりとする。

ア 合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(7) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算において減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

(8) この仕様書に記載がない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める特定規模需要供給条件等に準ずるものとし、発注者と受注者において協議する。